

別紙 1

奈良市認定お土産 色彩使用基準

「奈良・サマルカンド姉妹都市提携 5 周年記念 奈良市認定お土産に関する要領」第 3 条第 2 項に規定する色の基準は、次のとおりとする。

1. 指定色の定義

ウズベキスタン共和国の国旗に使用されている「青色」又は「緑色」を基本とし、以下の数値を標準とする。

色名	CMYK 値	RGB 値
青色	C : 100 M : 15 Y : 0 K : 29	R : 0 G : 153 B : 181
緑色	C : 83 M : 0 Y : 68 K : 29	R : 30 G : 181 B : 58

※印刷手法や素材（布、木製品、金属等）の特性により上記数値による再現が困難な場合は、視覚的に同等と認められる近似色の使用を認める。

2. デザイン上の配慮事項

（1）基本構成

商品の本体、パッケージ、又は包装紙等の目立つ箇所に、上記 2 色を効果的に用いること。必ずしも面積を等分にする必要はないが、一見してウズベキスタンとの親交を感じさせるデザインであること。

（2）視認性の確保

背景色との組み合わせにより、指定色のイメージが著しく損なわれることのないよう配慮すること。

3. 適用除外

次に掲げる場合は、指定色の厳密な再現を求めない。

（1）素材自体の色を活かした製品（素焼き、木工品、金属加工品、及び食品自体の焼き色や素材色等）で、刻印、焼印、又はラベル等により認定の趣旨を補完している場合。

（2）特殊な加工（金銀箔押し、エンボス加工、及び食品への可食プリント・焼印等）を施す場合。

（3）原材料の性質上、指定色の再現が困難な食品（自然由来の色素を使用する場合等）において、包装等により本要領の趣旨が十分に表現されている場合。